



かわち

議会だより

第203号

平成 26 年 11 月 1 日

発行 川内村議会事務局

TEL (0240)38-3803



▲内閣総理大臣来村（宮渡仮設住宅前）

～次の定例議会は12月に開かれます～

お気軽に傍聴ください（定員30名です）。

◎議会を傍聴するときは、次のことを守ってください。

議員の発言を批判したり、議事を妨げたりしないこと。

帽子、外とうなどを着用したり、かさ、カメラ、録音機などを持ち込まない。

*傍聴されたい方は議会事務局にお申し出下さい。

25年度決算

平成26年 第3回定例会
9月9日から12日まで開催

26年度補正予算 条例改正など23議案が可決成立

平成26年第3回議会定例会は、9月9日から12日までの日程で開催された。今定例会では、平成25年度各会計決算承認案件7件・平成26年度各会計補正予算7件・条例制定議案3件・条例改正議案2件・契約締結議案2件・計画策定議案1件・人事案件議案1件が審議され、原案どおり可決成立した。また、請願等の審議が行われ、3件が採択された。

平成25年度決算審査

総額81億9,284万6,887円を認定

可決された主な議案

◆平成25年度 会計別決算状況

区 分		歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
一 般 会 計		72億3380万2402円	68億5929万4534円	3億7450万7868円
特 別 会 計	国民健康保険	7億1501万5237円	5億7641万5652円	1億3859万9585円
	直営診療施設	1億5262万2543円	1億5223万 565円	39万1978円
	農業集落排水	1億4729万3349円	1億2921万7381円	1807万5968円
	介護保険	4億3765万4371円	3億9701万8018円	4063万6353円
	介護サービス	125万6680円	124万5440円	1万1240円
	後期高齢者	7742万6697円	7742万5297円	1400円

◆川内村監査員報告（要旨）

平成25年度の各会計の歳入歳出決算書及び付属書類、並びに基金の運用状況等は関係法令等に準拠して調製され、決算の計数は出納室所管の証票書類と一致し正確であると認める。

(1) 平成25年度に行われた主要事業について、原発事故による避難者支援・村再生復興を行っている中で、事業完了、書類等の整備を適正に行った職員の努力に敬意を表するところである。

なお、原子力発電所事故による除染費用等により予算が通常の3倍程度に膨らんでいる中で事故繰越を行った事業も散見されるところであり、計画的かつ速やかに事業の完成を図ってほしい。

(2) 村税等収納の確保について、平成25年度においては、震災に起因する一部減免措置等により、前年同様の徴収率となっている。税の公平公正の確保と村収入金の確保のために、適正課税・収納率の向上に努力してほしい。

(3) 村単独の補助金について、村では、多くの団体等に対して、単独補助を設けて支援している。補助金の交付に当たっては、補助事業の必要性、事業効果を十分検証され、適正な執行に努めてほしい。

可決された主な議案**◆平成 26 年度川内村一般会計補正予算（第 3 号）**

既定の歳入歳出予算の総額に 15 億 4,707 万円を増額し、予算の総額を 97 億 4,335 万 1 千円とした。

◆平成 26 年度川内村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）

既定の歳入歳出予算の総額に 1 億 1,859 万 9 千円を増額し、予算の総額を 7 億 3,892 万 9 千円とした。

◆平成 26 年度川内村国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 2 号）

既定の歳入歳出予算の総額に 577 万 5 千円を増額し、予算の総額を 1 億 4,559 万 5 千円とした。

◆平成 26 年度川内村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

既定の歳入歳出予算の総額に 3,195 万 7 千円を増額し、予算の総額を 1 億 1,795 万 7 千円とした。

◆平成 26 年度川内村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

既定の歳入歳出予算の総額に 4,641 万 1 千円を増額し、予算の総額を 4 億 8,363 万 6 千円とした。

◆平成 26 年度川内村介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

既定の歳入歳出予算の総額に 1 万 1 千円を増額し、予算の総額を 183 万円とした。

◆平成 26 年度川内村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

既定の歳入歳出予算の総額に 47 万 8 千円を増額し、予算の総額を 7,481 万 7 千円とした。

◆川内村指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について

川内村指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等を定めた。

◆川内村介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の制定について

川内村介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準等を定めた。

◆川内村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

川内村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めた。

◆川内村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

適用する条文の変更を行った。

◆川内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

適用する条文の追加を行った。

◆工事請負変更契約の締結について

工事請負契約の内容変更を行った。

◆物品購入契約の締結について

物品購入契約を締結した。

◆第三次川内村国土利用計画の策定について

第三次川内村国土利用計画を策定した。

◆川内村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下川内字御所平 10 番地 永澤幸一氏を川内村教育委員会委員に任命することに同意した。



村からの行政報告

避難指示区域の解除等について

平成26年8月17日、避難指示区域への帰還に向けた懇談会が開催され、国は本村の避難指示解除準備区域を10月1日解除、居住制限区域は、難指示解除準備区域に再編することも発表しました。

村では、7月10日、川内村への帰還に向けた検証委員会を立ち上げ、8月5日、国の避難指示解除準備区域の見直しに当たって、環境省の事業として行われてきた除染事業の情報収集、精査し、効果的に線量が低減し、帰村した村民の放射線に対する安全性の担保、生活環境の復旧状況等について中間答申を得ました。

各委員による評価の結果

(1) 避難指示解除準備区域への帰還を進めるにあたって行われた除染の結果、全体としては効果が確認されていること。
(2) 実際に個人被ばく線量計に

よる評価でも外部被ばく線量は限られていること、また、内部被ばくについても引き続き食品検査やWBC検査の継続を行うことによって十分に低減化できること。

(3) おおむね日常生活に必須なインフラ及び生活関連サービスの復旧が整っていることが確認され今後、川内村独自で測定した除染結果の検証データも含めた除染効果の継続的評価と、必要に応じたフォローアップ除染の実施、引き続き着実なインフラ整備を行うのはもちろんのこと、住民、村役場、県や国、さらには多方面の専門家が継続して連携する形で地域の復興を進めるのであれば、現時点において、川内村における避難指示解除準備区域の解除、住民の帰還は妥当であると考えられる。

村では、この中間答申を参考に、10月1日の避難指示解除準備区域の解除と居住制限区域の避難指示解除準備区域への再編を受け入れました。

復興祭の開催について

第3回川内復興祭は村の復興再生をテーマに8月15日午前9時30分から開催されました。スパリゾートハワイアンズダンシングチームのオープニングダンスをスタートに、お笑いライブ、キャラクターショー、行政区によるおもてなしブース、各大学や企業展示など、子供からお年寄りまで楽しめる多彩なイベントを設定したことにより、お盆を川内村で過ごす皆さんの参加も得て、2,500人を超える入場があり、川内村の良さ、楽しさを内外に発信でき、盛会のうちに終了できました。

メガソーラー発電事業の進捗状況について

村内に計画されているメガソーラー発電計画のうち、半農半エネの補助金を活用した村内2ヶ所に計画されている事業については、8月1日に開催された川内村復興整備協議会において、復興特区法第48条第1項第5号に規定する、農用地利用計画の変更が認め

られたことにより、事業に着手できる運びとなり、村と事業者との間で基本協定が締結できる状況になっています。

教育委員会関係行政報告

保育所関係

6月30日、日本テレビ「社団法人24時間テレビチャリティー委員会」のご厚意により、新しいプールが寄贈された。

小中学校関係

(1) 7月21日から26日まで、北海道士別市での「北の大地で夏学校」に小学3年生から6年生の12名で参加した。
(2) 8月7日から10日まで、「復興子ども教室」の5、6年生6名が、長崎市での現地研修を行った。
(3) 双葉郡町村立小中学校で総合学習の一環として「ふるさと創造学」が開始された。
(4) 川内村では、学校関係者、行政、農業委員会、婦人会、商工会、興学塾等関係機関のご協力のもと、7月31日に学校支援地域本部「川内っ子を育てる会」がスタートした。

事業実施予定期間は平成26年度から27年度であり平伏森地区と糠塚地区でそれぞれ整備されることになります。

高校関係

大智学園高等学校の本村におけるスクーリング、合宿が再開され、8月5日から7日まで村内でテニス、バスケット、野球、ダンス等に42名の生徒が参加した。

イベント関係

(1) 7月12日、村内外から280名程が参加して、第46回山祭が開催された。
(2) 8月13日から14日、第67回夏季野球大会が7チーム参加して開催された。6区チームが初優勝を果たした。
(3) 8月15日、成人式が開催され、対象者25名中20名が参加した。



渡 邊 一 夫 議員

質

営農再開支援事業の継続について。営農再開支援事業によって農地の除染や農業の再開が進み始めましたが、この事業は26年度で終了であるため継続すべきと思われますが、村の考えをお伺いいたします。

答

営農再開支援事業
今年度が最終年度となりますが、3年間にわたり実施したことによって、概ね、営農環境は整ったものと考えております。

来年度以降も継続される施策としましては、農作物をイノシシ等から守る鳥獣被害防止緊急対策としての電気柵の貸与や箱罌の設置、放射性物質の吸収抑制対策で塩化カリの購入、放射性物質の交差汚染防止対策、営農再開に向けた作付け実証などの施策です。また、20 km圏内の避難指示区域にお

ける営農再開支援事業につきましては、本年度から3ヶ年にわたり実施しますが、現在草刈り作業などを進めております。

今後におきましても、安定した営農に取り組めるよう、国、県及び農業関係機関との連携を深めながら、本村の実情に応じた補助事業の制度を活用しながら農業の振興を図って参りたいと考えております。

質

一区地域のバスの運行について。3月議会で質問しましたが、オンデマンドバスの運行を検討するという答弁でしたが、その後どのようになっているのかお伺いいたします。

答

オンデマンドバスの運行を検討しましたが、自治体内のみの運行であり、定期路線バスの運行とは競合できない制度であります。

村単独で実施する場合は、川内村から他市町村までの運行ができない制度となっており、さらには、第1行政区から定期路線バスの停留所までの区間しか運行が認められません。したがって、現在村が実施している医療や温泉

バスの増便に加えて、買い物などの利便性を考慮して、運行ルートの見直し等による充実が最善かと考えられることから、さらに検討を進めて参りたいと考えております。

質

高塚地区のメガソーラーについて。高塚地区の草地にメガソーラーを設置することでドイツの企業と基本協定を結んでおりますが、まだ工事が着手しておりません。どのようになっているのかお伺いいたします。

答

村は、ドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州が百パーセント出資するエコセンターNRWの日本法人ジェナソーラー合同会社と「太陽光発電パネル設置に関する基本協定書」に平成25年2月26日に調印し、ジェナソーラー合同会社は、当該地区に6.4メガキロワットの太陽光発電事業を計画しましたが、送電線の整備費用が大幅に想定を超え、採算が合わないことにより、当該地区での事業を断念せざるを得ないと判断し、別の地区での事業を検討したい旨の連絡が先日村にありました。

しかし、当該地区は優良な太陽光発電の事業用地でもあり、現在、別の事業者が事業を実施すべく村と協議を行っております。

質

企業誘致による労働者の確保について。8月17日の議会全員協議会で、村へ進出する企業7社であるという国の説明がありました。企業誘致をした場合に労働者の確保が心配ですが、村は、進出する企業とはどのような話し合いをされているのかお伺いいたします。

答

進出していただく企業の労働者を確保できるかという不安につきましては、まずは、村民に対しホームページや広報誌等での周知や説明会を実施するとともに、国や県、他の市町村にも協力的求人支援を行ってまいります。

また、企業に対しては、従業員の確保が難しい点は予め相談しており、確保に当たっては企業自らの努力をお願いするとともに村としての支援を検討してまいります。

具体的には、従業員を県外等から連れてこられた場合、社宅整備の補助や新たな支援制度などを検討してまいります。さらには、民間アパートの誘致や建設用地の確保、空き家を修繕して借り上げの村営住宅にするなど住居の

4名の議員が村の考えを質す

一般質問

一般質問

4名の議員が村の考えを質す

確保を図ってまいります。

併せて、買い物や子育て支援、教育環境の充実など総合的な生活環境の整備や新住民と地元村民との交流を図り、住みやすい、暮らしやすい村づくりに努めてまいります。

質 商業施設の建設について。

商業施設の工事が着手しましたが、商業施設が開店してこれまでの商店が廃業に追い込むようなことにはならないのか伺いたいします。

答 村としては、既存の商店と商業施設が最大限競合しないよう検討しており、コンビニエンスストア機能を含め、野菜の直売所やクリーニングの取り次ぎなど現在村にない機能を中心に考えております。競合する部分においては、平成24年5月から25年1月にかけて5回程商業者との懇談会を実施し、共同仕入れの協力関係を築くことなど商業施設開設についての理解を得ているところであります。

商業施設は、単に買い物をするだけではなく楽しみや絆、集いなどが重要な要素となっており、帰還に向けて、

村民が村内で日常の買い物物が完結できるという環境を作ることが最優先であります。

既存の商店と商業施設それぞれが特徴を発揮し、連携協力し、相互補完するなどの役割を果たすことにより、村民の利便の向上が図られ、共存ができるものと考えております。



佐久間 武雄 議員

質 かわうち葬祭センターの利用について。村の復興へ向け又村民からも大変期待されて建設され、3月にオープンしました葬祭センターですが、村民の利用が数件と聞いております。その原因を村としてどのように捉えているのか、また、この対応策についての考えはあるか、現在までの利用状況も合わせて伺います。

答 かわうち葬祭センターは、双葉農業協同組合を指定管理者として、平成26年3月1日付で、管理運営に関する基本協定書を締結し、管理運営を行っているところであります。

利用状況であります。現在まで本葬儀が通夜を含み3件、法要が3件であります。

利用状況が芳しくないことから、先月指定管理者から説明をもとめたところであり、9月号の広報誌と一緒にPRチラシを配布したところでもあります。

また、利用状況の把握や経営改善を検討するため、毎月協議の場を持つことも合意いたしました。今後とも利用状況改善のため営業努力をお願いしてまいります。



井出 茂 議員

避難指示解除準備区域・居住制限区域の今後の振興について

避難指示解除準備区域・居住制限区域は、8月17日の住民説明会で、26年10月1日をもって解除するの方針が示されました。復興政策は解除が前提でありますので、状況としては様々な解決すべき問題はあっても、新たな地域づくりにとつて一歩前進した感じがあります。とは言っても、福島第一原子力発電所の廃炉作業の安全性の確保が大前提となるのは基本であると考えます。

質 東電の廃炉作業について定期報告会が行政にあるのか。もし、定期的な報告がないとすれば、今後そのような報告会をもつ予定があるのか伺います。

答 避難指示解除準備区域・居住制限区域の今後の振興についての第1点目の廃炉作業についての情報提供については、第一原発1号機から4号機の廃止措置に向けた中長期ロードマップの進捗状況や汚染水対策の状況について、村は、月1回、資源エネルギー庁の担当官から報告を受けております。

また、廃炉・汚染水対策福島評議会がふた月に1回の頻度で開催されており、直接、国や東京電力の幹部から、廃炉・汚染水対策に関する取組や廃炉・

汚染水対策の現況、対策の進捗状況等について、説明を受けております。

村では、国や東京電力と連携しつつ、これらの作業の状況や汚染水対策なども含めて、今後も、住民説明会をはじめ、様々な機会において、適時適切に情報提供を行うよう、国や東京電力に働きかけ、村民の皆様への適切な情報提供に努めて参ります。

質 今後解除の方針が示された地域、特に毛戸地区、五枚沢地区の新たな地域づくりの基本的な考え方についてお伺いします。

答 村では、現在、当該地域において、帰還後にスムーズに生業を再開できるよう、必要な支援を進めています。

農業に関しては、既に20キロ圏内において、米の実証栽培を実施しており、野菜農家の営農再開に向け、出荷制限がかかっている野菜のうち、キャベツ、ホウレンソウ、ブロッコリー、カブの試験栽培を9月上旬から始めました。

早ければ年内にも出荷制限等の解除

は可能であり、この地域の営農再開に向け、国・県・村一体となって取り組んで参ります。

また、売れる農産物の仕組みづくりとして、同じ農産物を栽培する生産者複数が連携し、生産組合を作り、付加価値のある農産物を効率よく生産する動き。また、生産者が消費者を意識した販路の開拓と販路の確保を目指す動き。或いは、農業を観光資源に活用する動き。このような動きは、いわゆる、第一次産業の農業が、第二次産業の食品加工、第三次産業の流通・販売にも主体的かつ総合的に関わるることによって農業を活性化させようという第六次産業への動きです。

幸い、この地域、あるいは村全体に言えることかもしれませんが、そのような動きが芽生えつつあり、或いは、復活しつつあります。

このため、村としては、この地域を被災地農業の先導モデルとして位置づけ、国や県とも連携しつつ、必要な支援を継続的に行って参りたいと考えております。

質

川内村の農産物、特に蕎麦生産について。昨年の蕎麦が消費されずに大量に在庫保存されているようですが、今後村の蕎麦に対する方針はどうなっているのか。また、川内村で蕎麦イベントを行う場合、水源の確保が困難な状況にあります。今後交流人口の拡大を図りながら蕎麦振興を進めていく上では、必要不可欠な設備であると考えますが、整備計画はあるのかお伺いします。

答

平成25年度に刈り取りを行った面積は約60ヘクタールで、その収穫量は、1万7千2百kg強ございました。

このうち、川内村観光協会への販売や、蕎麦の播種用として、3kgが消化できましたが、現在、約1万4kgの在庫がございます。

これらについては、新たな製品開発に取り組む、試作品用を残し、農業共同組合を通じて、全量売却したいと考えております。

また、蕎麦イベントを行う場合の水源地の整備計画については、蕎麦イベントは、本村の蕎麦の振興、普及啓蒙を進める上で、大変意義あるものと認識しておりますが、水源の整備につきましては、現段階では考えておりません。イベント会場を村内施設敷地で行う

場合は、施設の水源を利用いただき、それでも不足する場合は、移動型の貯水槽のリースなどを検討願いたいと思います。

今後、蕎麦生産組合等が確立されれば、営農拠点やこれに必要な機器類の導入と併せ整備することも検討してまいります。

質

エネルギー政策について。再生可能エネルギーをどの様に取組んでいくのか、また、発電されたエネルギーをどう利用していくのか基本方針をお伺いします。

答

住宅等の屋根に容易に設置できる太陽光や、小河川や農業用水などを活用した小規模水力などは、地域に密着したエネルギー源であることから、これらの導入拡大を図ることは、意義あるものと考えております。

特に、太陽光発電は、自家消費やエネルギーの地産地消を行う分散型電源更には非常用電源として適していることから、その導入にあたっては、国や県の支援制度を活用するとともに、本村においても、こうした取組への支援を引き続き行っているところです。

一方、再生可能エネルギーの導入は、自然条件に左右され出力が不安定であるため、例えば、採草地などにメガ

4名の議員が村の考えを質す

一般質問

一般質問

4名の議員が村の考えを質す

ソーラーなどが大量導入された場合には、地域的な電圧変動問題や周波数が不安定となるリスクがあり、必ずしも現在の村の電力供給システムでは十分な受け入れができない可能性があります。

このため、まず、再生可能エネルギーの導入拡大を図るには、再生可能エネルギーの比率をいつまでにどの程度まで引き上げるのか、という導入目標の設定など基本的な視点を明確にして中長期的に取り組んでいくことが重要ではないかと思っています。

また、発電された電力を効率良く利用するために、再生可能エネルギーへの参入事業者や電力会社及び大口需要家などの関係者とともに検討して、電力供給の安定化や電力利用の効率化を実現していくグラウンドデザインを描くことが必要ではないかと考えております。

その検討結果等を踏まえて、本村における再生可能エネルギーを使用した電力利用の効率化のあり方、方向性等をあらためてお示しできればと考えております。



高野 政義 議員

質

川内村復興対策課について。復興対策課は、福島第一原子力

発電所の事故の対応として、平成24年4月に3年間を目的に臨時的に設置されましたが、経験したことのない除染や復興対策の仕様が異常に多く大変な状況にあり、目途としていた平成27年3月の廃止は無理と思うが、村長の考えをお伺いします。

答

平成24年1月に帰村宣言し、約1年ぶりで帰村はするものの、

その道筋は険しいものがあり、経験したことのない除染や復興を実行しなければならぬ事態が生じたことから、3年間を目的に臨時的に復興対策課を設置し、主に原子力災害の復興に関することや放射性物質の除染に関するところ、川内村復興の総合企画調整に関する

ことを執行推進してきました。来年3月で当初予定の3年間が過ぎようとしておりますが、平成25年11月に復興対策課の今後の位置づけを川内村事務機構改善委員会に諮問したところ、平成27年度には震災前と同じ4課体制とすることが答申されたところです。

この答申内容を踏まえ、各課係の今後の事務事業等の洗い出しを行うとともに、住民の帰還状況、フォロアップ除染や除染廃棄物の管理や中間貯蔵施設への運搬協議、復旧復興の進捗状況等を見極めながら、復興対策課のあり方について年度末までに判断をしたいと思っています。

平成26年 第1回臨時会 2月27日開催

25年度補正予算 契約締結承認など8議案が可決成立

平成26年第1回議会臨時会は、2月27日開催された。今臨時会では、平成25年度各会計補正予算2件・専決処分議案3件・契約締結承認議案2件・指定管理者議案1件が審議され、原案どおり可決成立した。

◆専決処分の承認を求めることについて (平成25年度川内村一般会計補正予算 第7号)

既定の歳入歳出予算の総額に1,487万5千円を増額し、予算の総額を69億7,501万1千円とした。

◆専決処分の承認を求めることについて(かわうち葬祭センター設置及び管理に関する条例の制定について)

可決された主な議案

可決された主な議案

- ◆専決処分の承認を求めることについて
(いわなの郷体験交流館設置に関する条例の一部を改正する条例)
- ◆平成25年度川内村一般会計補正予算(第8号)
既定の歳入歳出予算の総額に1,256万8千円を増額し、予算の総額を69億8,757万9千円とした。
- ◆平成25年度川内村介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)
既定の歳入歳出予算の総額に46万2千円を増額し、予算の総額を4億3,164万3千円とした。
- ◆かわうち葬祭センターの指定管理者の指定について
- ◆工事請負変更契約の締結について(かわうちの湯改修工事)
- ◆土地売買契約の締結について(災害(復興)公営住宅整備事業)

25年度補正予算

26年度当初予算

平成26年第1回定例会
3月10日から14日まで開催

条例改正など28議案が可決成立

平成26年第1回議会定例会は、3月10日から14日までの日程で開催された。今定例会では、平成25年度各会計補正予算6件・平成26年度当初予算7件・条例制定改正議案9件・指定管理者指定議案3件・総合計画策定議案1件・村道路線認定議案1件・人事案件議案1件・議員発議議案2件が審議され、原案どおり可決成立した。

可決された主な議案

- ◆平成25年度一般会計補正予算
(現予算に5千3百21万8千円を減額し、予算額を69億3千4百36万1千円とした。)
主な歳出予算
特別養護老人ホーム用地整備工事費 139,500千円の減
商工業振興出捐金 20,000千円の減
災害公営住宅建設事業費 134,747千円の増
増額予算累計との差は、事業完了に伴う整理予算の減額
- ◆職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ◆川内村温泉交流施設かわうちの湯設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ◆川内村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例
- ◆一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- ◆村長等の給与の特例に関する条例(村長・副村長・教育長の給与を月額25パーセント減じた)
- ◆平成26年度東日本大震災等による被災者に対する村税等の減免に関する条例の制定について
- ◆川内村帰村者支援金給付に関する条例の制定について
- ◆川内村飲料水安全確保対策基金条例の制定について
- ◆川内村いわなの郷、川内村温泉交流施設かわうちの湯及びいわなの郷体験交流館の指定管理者の指定について
- ◆たかやま倶楽部の指定管理者の指定について
- ◆川内村農産物直売所の指定管理者の指定について
- ◆辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

可決された主な議案

- ◆村道の路線の認定について
- ◆平成 26 年度一般会計予算
(予算額を 75 億 9 千 5 百万円と定めた)
- ◆平成 26 年度国民健康保険事業勘定特別会計予算
(予算額を 6 億 2 千 33 万円と定めた)
- ◆平成 26 年度川内村国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算
(予算額を 1 億 4 千 7 百 46 万円と定めた)
- ◆平成 26 年度川内村農業集落排水事業特別会計予算
(予算額を 8 千 5 百 99 万 4 千円と定めた)
- ◆平成 26 年度川内村介護保険事業勘定特別会計予算
(予算額を 4 億 3 千 7 百 22 万 5 千円と定めた)
- ◆平成 26 年度川内村介護サービス事業勘定特別会計予算
(予算額を 1 百 81 万 9 千円と定めた)
- ◆平成 26 年度川内村後期高齢者医療特別会計予算
(予算額を 7 千 4 百 33 万 9 千円と定めた)
- ◆川内村副村長の選任につき同意を求めることについて
- ◆川内村東日本大震災復興支援基金条例の制定について
- ◆福島県内すべての原子力発電所の廃炉を求める意見書の提出について
- ◆議会議員の報酬の特例に関する条例
(議会議員の報酬を月額 10 % 減じた)

一般質問

5名の議員が村の考えを質す



佐久間 武雄 議員

二次除染及び森林除染について

質

再除染については、私を含め各議員から一般質問がなされていますが、いまだに方向性が示されていない。村では、国に対して再除染を要望してきたが、それでも進展が見られず、国は再除染をやる気はないのか。今も住宅周辺の線量の高い村民は賠償も打ち切られ、避難生活を送っている現状を村としてはどのように考えているのか伺います。

答

国や福島県に対して、住宅周辺の二次除染の必要性や山林除染に対しての財政措置の要望を展開した結果、昨年9月にフォローアップ除染の方向性が示され、12月末には、第10回環境回復検討会においては、線量が下がっていない箇所や再汚染箇所の

再除染が承認され、除染ガイドライン追補版が発行されたところでございます。

しかしながら、住民の不安の解消には不十分な内容であり、本村としては、除染後の線量調査を踏まえ、住宅林縁部から5m程度までの残渣除去除染を実施するため、新年度予算に住宅林縁部除染費用として、1億円を計上したところでございます。

国は、フォローアップ除染について実施することを発表しておりますが、具体的な方法や線量基準を未だに示されていないため、本村は、今後においても線量調査のデータを国に示して、二次除染実施に向けた要望活動を展開していきたいと考えております。

質

森林除染について、村は30年かけて除染すると公言しているが、村の約8割を占める森林がいまだに何も進まず、眠っている状況を村長としてどのように考えているのか。また、除染が進まない中、村有林や私有林の賠償についての考えはどうか伺います。

答

森林除染実施計画には、20年ということを網羅しておりますが、補助金が適用されないことから実施できないのが現実問題でございます。

国では、昨年9月に取りまとめられた「森林除染に係る当面の整理」を発表し、現時点では、放射性物質の流出・拡散などの更なる知見の集積に資するよう、環境省と林野庁が連携していくとされており、森林除染の具体的な方向性は示されておりません。

村民の生活回復と安心安全を確保す



松本勝夫 議員

るためにも森林除染は実施していかねければならないことを強く要望し続けていく考えであります。

旧緊急時避難準備区域の山林の賠償ですが、残念ながら対象外とされており、山林と立木のどちらも価値が減少していることは明らかでありますので、20キロ圏内の避難指示区域と何ら変わっていないことを国及び東電に対して賠償措置を講じるよう、引き続き要望活動を進めて参ります。

村が補助金交付を実施した場合は、必ずその実績効果を確認しなければならぬ。したがって、交付対象となつた20件について、補助金交付の目的が達成されたかどうかの検証をする必要がある。これらの検証は、どのような方法で行うのか。

村が補助金交付を実施した場合は、必ずその実績効果を確認しなければならぬ。したがって、交付対象となつた20件について、補助金交付の目的が達成されたかどうかの検証をする必要がある。これらの検証は、どのような方法で行うのか。

質

商店再生復興対策補助金交付事業について。補助金交付要綱及び要領には、補助金交付に係る実績報告の書式の規定が記載されていない。

答

本事業の目的は、村が復興する足がかりとするため、また村民の生活手段を確保するために、村内小売業店等が震災以前のように事業を再開し、補助金を交付することで商店

等の再生復興と地域の活性化を図るものであり、補助金の交付対象者については、村内に住所を有し、震災発生後の平成23年度及び平成24年度において事業を再開した小売業店、燃料販売店、飲食店などで、つまり店にいれば、いつでも買い物や食事ができる商店等を対象としたものでございます。

一般的な補助事業の場合は、事業者からの実績報告書は、申請書又は補助交付決定内容に適正に遂行されているかを確認する書類の提出を求めている。しかし、当該補助事業の目的が、先ほど申し上げたとおり、村に戻った住民や戻ろうとしている住民の生活支援を確保するための他に例のない特殊な補助金制度でありますので、商店等が再開したかどうかを村商工会を通して確認していただきながら補助金の交付決定をしたものであります。

東電に関わる賠償の格差是正について。本村においては、居住制限区域、避難指示解除準備区域、すでに解除された旧緊急時避難準備区域がある。この3区域における賠償に大きな格差があり、住民感情は複雑である。この格差をうめることが重要な事案と思われるが、この確保についてどのような考えを持っているか伺います。

質

東電に関わる賠償の格差是正について。本村においては、居住制限区域、避難指示解除準備区域、すでに解除された旧緊急時避難準備区域がある。この3区域における賠償に大きな格差があり、住民感情は複雑である。この格差をうめることが重要な事案と思われるが、この確保についてどのような考えを持っているか伺います。

①精神的損害賠償、②財物賠償、③避難生活に必要な購入物品等の項目に分けてお答え下さい。

答

基本的には、指針に基づく賠償の支払いのため、避難区域別ではなんら問題ないと思っております。

しかし、あまりにも旧緊急時避難準備区域と現在の避難区域に賠償の差があることから、私も時には議員皆様と、更には、議員単独でも、国や東京電力に対して、旧緊急時避難準備区域の新たな生活支援の創出について、機会あるごとに要望活動を繰り返してきたところでございます。また、精神的損害賠償について、平成23年9月からではなく、除染やインフラ復旧の段階から相当期間は賠償の対象とすることとし、さかのぼって適用されることを要望したものでございます。また、財物賠償においても、現在の避難区域同様に、財物の対象とするように要望したところでございます。

また、避難生活に必要な購入物品などについては、各家庭、家族により異なっていると思っており、さらに、必要な生活用品の調達も旧緊急時避難準備区域においては、出入りが可能でありそれぞれの対応があったと推察しております。

また個人ごとの購入内容につきまし

一般質問

5名の議員が村の考えを質す

一般質問

5名の議員が村の考えを質す

では、これまでの避難による生活用品の支給で、本村が関わってきた主なものは、先ず日本赤十字社から冷蔵庫、テレビなど家電6点セット20万円相当分、災害救助法による生活用品等で約3万円相当分、さらに難民を助ける会の用品で2万円相当の支給や、全国

各地各団体等の支援物資は数多く賜っており衣服や家庭用品、食料など多数の支援をしてきたところでございます。さらに、避難者が避難のために購入したものは、個人が東京電力に賠償請求していることも推察しているところでございます。



高野 政義 議員

避難指示の解除と帰還に向けて

質 国は、「原子力災害からの福島島の復興の加速に向けて」が、

平成25年12月20日に閣議決定された。

川内村は、平成24年3月に避難指示区域の見直しが行われ、除染が終了することから、解除と帰還に向けての取り組みが行われると思うが、帰還時期を判断する参考とするためにも、専門家の委員会などを立ち上げるべきと思うが、村長の考えを伺います。

答

閣議決定では、帰還を現実のものとするためには、線量水準に応じた防護措置を具体化・強化する一方で、帰還する住民の方々のための賠償を充実し、支援策も拡充するとされています。

またインフラや生活関連サービスの復旧や子どもの生活環境を中心とする除染作業を進めるとともに、さらに帰還準備のための宿泊を実施するなど、国と地元が一体となって帰還、復興の作業を一層本格化させ、軌道に乗せていくとされています。

特に、健康面で気になる放射線量については、除染の効果や、原発事故の影響などを検証する、専門家からも意見を拝聴するため、環境省や内閣府の生活支援チームとも相談しながら、委

員会の必要性について検討していきたいと考えております。

いずれにしましても、戻って生活するために今後何が必要なのかを網羅する、復旧計画を策定する予定になっておりますので、その時期が来ましたら、また議員皆様ともご相談していきたいと考えております。

質

除染後の家屋や農地のモニタリングは、環境省が実施すると

思うが、安全・安心を得るためにも、農機具や家屋内並びに家具などのモニタリングを行うべきと思うが、村長の考えを伺います。

答

20 kmから外の旧緊急時避難準備区域においては、低線量であったため、直ちに健康に及ぼす影響がないとして、全世帯のモニタリングは実施しておりません。避難指示解除準備区域においても、一律のモニタリングを行う考えはございません。

しかし、本村が所有しているNaIシンチレーションサーベーターやGM管など職員が個々の要請に応じて対処することも可能であります。

質

村の今後の除染と復興について。除染は、全世帯で終わった

が、目標値まで達していない世帯が3割以上もあり、再除染はどうなるのか。山林の除染についても伺います。

帰村後の雇用の場の確保では、3企業が進出し安堵していますが、企業で働く人が集まらない問題があるのが現状であると思われます。若い村民の帰村に向けた対策が必要課と思うが、村長の考えを伺います。

答

放射線量の低減化を図るため、再除染を出来るように、国や福島県に対して要望を続けていきたいと思っております。新年度においても、生活道路はもちろんのこと、農地周囲20 mの森林除染、260 haや防火水槽59基など、徹底的に除染を進めて参ります。また、山林除染に対しては、国



井出 剛弘 議員

一般質問

5名の議員が村の考えを質す

に対して、県と共に、山林除染範囲の拡大や除染方針の早期策定を強く求めてまいりたいと思っております。

雇用の場の確保については、現在、新たな企業も複数、本村への進出の打診があり、若い人の帰村を促すため、また将来人口5千人構想の中で、新たな転入者を確保する観点から、新年度は田ノ入地区の約17haに工業団地や住宅団地を整備したいと思っております。

さらに買い物支援や高齢者対策とあいまって雇用の確保のため商業施設の設置や民間による特別養護老人ホームの建設も、今年度予定しております。

また、帰村を促す賑わい創出のイベント開催など、利便性を高め明るい話題も提供しながら、帰村から3年目となる新年度も帰村を促し、一段と復興を進めていきたいと考えております。

質

飲料水について。沢水への放射性物質影響が懸念される飲料水の不安から、質問してきたところで

ですが、村では井戸の設置補助を行うとの報道で安堵しているが、村長の考えを伺います。

答

国の補助金と東京電力の賠償により飲料水確保対策事業を行うこととなりました。その内容の1つは、沢水、湧き水を飲料水として利用していた世帯が新たに井戸を掘ったり、浄水器を設置したりする場合に1世帯に100万円を限度として助成を行うものです。本事業は、基金を造成し、実施期間を2年とします。また、2つ目は、国の新交付金を活用することにより居住制限区域等の飲料水対策を行うこととし、さらに、沢水、湧水の放射線量モニタリングを併せて事業化するよう検討しており、徹底した安全・安心対策を講じて参ります。



渡 邊 一 夫 議員

質

村民の生活支援について。村民の生活支援について再度質問します。先の9月議会で、住民への効果的な支援策を検討して行くという村長の答弁でありました。村は、精神的賠償の継続を国や東電に対して要望し続けていますが、認められないのであれば、村独自の直接的な生活費を支援していくべきですが、村長の考えをお伺いします。

答

村では、独自に村税等の減免の免除、就学支援、更には、農業再開の補助、商店再開補助等、住民の効果的な支援策を講じてきました。

本来、賠償の観点から国や東京電力は、損害を補うことが基本であり、私たちが生活するうえでの出費については、賠償の対象にはならないと考えら

れております。

しかしながら、川内村の再生・復興のためには、住民が帰還していただく事が最大の要件であることから、村独自の支援策として、今回、完全帰村者に対して、支援金1人につき10万円の「川内村復興地域振興券」を支給することといたしました。

質

高速道路など無料継続について。高速道路使用料の無料、医療・介護費の負担免除の期間が年度内には切れますが、これらの継続について、国や東電に要望しているのかお伺いします。旧警戒区域と旧緊急時避難準備区域に格差があつてはならないと思いますが、村全域を対象とした無料の継続について、村長の考えをお伺いします。

答

本村でも機会があるたびに継続を要望してまいりましたが、先月22日に行われました、常磐道広野・富岡間の再開通式で、太田国土交通大臣は、「避難者の高速道路の無料化措置を来年3月31日まで一年間延長する方針」を明らかにしております。

一般質問

5名の議員が村の考えを質す

また、医療・介護費等の一部負担金の免除であります。このたび、県を通じて国から通知があり、原則として今後1年間は一部負担金の無料や国保税、後期医療保険料等は免除が可能となりました。

しかし、旧緊急時避難準備区域は、負担と給付を考慮すると上位所得者600万円以上の所得のある世帯の一部負担金や国保税、後期医療保険料等は平成26年10月以降、自己負担になるとされました。そこで、村としては医療費等の一部負担金は自己負担をお願いし、保険税等は村が全て免除措置を講じて参ります。

質 一区地区のバスの運行について。住民懇談会などで、一区民からバスの運行について要望が出ていましたが、どのように考えておられるのか伺います。

答

地元住民からも、引き続きバス路線開設の要望もあることから、民間バスは無理としながらも、すでに復興庁と福島県及び本村が公表した「川内村への帰還・定住に向けた環境整備に関する行程表」の中に「オンデマンドバス」が網羅されているところでございます。これは、村外への通院や通学、買い物などのために低廉な料金で運行するバスのことで、需要が確認できたものから順次、運行される見込みであり、現在、需要を調査中でございます。

質

飲料水の対応について。愛媛県西条市で開催された地下水サミットでも、放射能の不安から沢水を使用している家庭の飲料水の問題が出ていましたが、村は、旧警戒区域と旧緊急時避難準備区域に分けないで、国や東電と話し合っているのか。見通しはどうかお伺いします。

答

井出剛弘議員の質問にお答えしたとおりですが、「飲料水安全確保対策」は、帰村者に対して、極めて重要な施策と考えております。これらを、丁寧な周知徹底をはかり、万全を期して参ります。

質

農業振興対策について。昨年及び今年度は、農業再生に向けた補助事業などの対策をして、水稻やソバ栽培などの作付けが始められましたが、今後の農業振興を進めるうえでの対策についてお伺いします。

答

来年度の農業振興対策としては、まず目玉として、新たに新規就労者の支援のための補助事業も設けました。新たに農業を始める方や村外からのUターン等を対象として実施するものであり、将来的な農業の担い手を育てるねらいです。また、引き続き、営農再開支援事業を活用し、農家の営農再開を支援するとともに、種モニの補助・規模拡大・農地集約等の事業を進め、意欲のある農業者や組織への支援も強化してまいる考えであります。

す。

さらに、県への働きかけの結果、3月1日から、双葉農業普及所川内普及所として、米と野菜の普及員2名が役場に駐在することとなりましたので、県と連携して、新たな農産物栽培を模索するほか、20km圏内の農業再生に努めると共に、転作や中山間地域直接支払制度の見直しを注視し、必要とされる施策を実施してまいる考えであります。



専決処分 契約締結承認など4議案が可決成立

平成26年第2回臨時会
4月24日開催

平成26年第2回議会臨時会は、4月24日開催された。今臨時会では、平成25年度各会計補正予算の専決処分議案2件・契約締結承認議案2件が審議され、原案どおり可決成立した。

- ◆専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度 川内村一般会計補正予算(第10号))
- ◆専決処分の承認を求めることについて
(平成25年度 川内村介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号))
- ◆工事請負契約の締結について
(介護老人福祉施設敷地造成工事の工事請負変更契約締結を議決した。)
- ◆工事請負契約の締結について
(災害公営住宅造成工事の工事請負契約締結を議決した。)

可決された主な議案

川内で「ふたばワールド」が開催される



▲再会を喜び一斉に風船を放つ来場者



▶
川内村議員が来場者を
歓迎する(ステージ前)

双葉郡8町村の住民が交流する「ふたばワールド2014 in かわうち」は、9月28日、双葉地方広域市町村圏組合、川内村等の主催により、川内小学校のグラウンドで開催された。

この日は、好天に恵まれ、会場には県内外の避難先などから、6,500人が訪れ、久しぶりの再会を喜ぶ姿も見られた。

特設ステージで、オープニングセレモニーが行われ、川内村長が歓迎した後、組合管理者の渡辺利綱大熊町長があいさつした。川内村議会では地元開催とあって、来場者を出迎え歓迎した。来場者が合図に合わせて、空に風船を放った。

直径1.5mの「もりたろう大鍋」で作った特製の鍋料理を先着1,000人に振る舞った。小学校の校舎で小泉進次郎復興政務官による模擬授業が行われたほか、歌手の堀内孝雄さんのライブ、プロ野球解説者の工藤公康さんが野球を指導した。

来場者からは、懐かしい人に会えてよかった。来年もまた来たいという声が聞かれた。

川内村議会が村と連名で、 原子力災害現地対策本部長へ 要望書を提出

◎ 原子力災害現地対策本部長

9月10日、原子力災害現地対策本部長が復興支援のため来村されたので、村と連名で要望書を提出した。



▲原子力災害現地対策本部長（経済産業副大臣） 高木 陽介氏（左から3人目）

要望書の内容

震災から3年半を経過しようとしておりますが、本村における復興は道半ばであり、帰還に向けた取り組みを国や県と連携協力しながら一層進める必要があります。また、今般10月1日の避難指示区域の解除及び再編は、復興の新たな段階を迎えることとなります。そうした中、復興への課題も浮き彫りになってきました。特に、帰村に対する支援や除染、国の新たな構想における本村での動向など解決、要請すべき点がありますので、下記のとおり要望いたします。

1. 帰村を促進するための生活支援について
2. 里山除染について
3. イノベーション・コースト 構想による本村への国の機関等の設置について

川内村議会が村と連名で、 復興大臣へ要望書を提出

◎ 復興大臣

9月11日、復興大臣が復興支援のため来村されたので、村と連名で要望書を提出した。



▲復興大臣 竹下 亘 氏(右から3人目)

要望書の内容

震災から3年半を経過しようとしておりますが、本村における復興は道半ばであり、帰還に向けた取り組みを国や県と連携協力しながら一層進める必要があります。また、今般10月1日の避難指示区域の解除及び再編は、復興の新たな段階を迎えることとなります。そうした中、復興への課題も浮き彫りになってきました。特に、帰村に対する支援や除染、国の新たな構想における本村での動向など解決、要請すべき点がありますので、下記のとおり要望いたします。

1. 帰村を促進するための生活支援について
2. 里山除染について
3. イノベーション・コースト 構想による本村への国の機関等の設置について

川内村議会が村と連名で、 経済産業大臣へ要望書を提出



▲経済産業大臣 小淵優子氏
(右から5人目)



経済産業大臣

9月25日、経済産業大臣が復興支援のため来村されたので、村と連名で要望書を提出した。



▶
経済産業大臣 小淵優子氏
(前列左から3人目)

要望書の内容

震災から3年半を経過し、今般10月1日の避難指示の区域の解除及び再編は、復興の新たな段階を迎えることになります。しかし、村の復興はまだ緒についたばかりであり、様々な課題も浮かび上がっております。特に、村が推進しようとしている再生可能エネルギー事業の中期的な課題や住民の帰還促進に必要な生活環境の向上面においては、国の支援を必要としておりますので、下記のとおり要望いたします。

1. 再生可能エネルギー促進について
2. 商工業者の経営向上に関する支援について
3. 商業施設の運営費の支援について

3月議会報の発行が諸般の事情により遅れましたことをお詫び申し上げます。

- ③最後に、議会議長○○○様と記載する
- 以上の形式的要件をひとつでも欠いている場合は、受理されません。
詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。

- ②次頁から件名、請願の趣旨(理由)
請願年月日
請願者の住所氏名(請願者は複数でも可) 捺印
- ①表紙に請願の表題と紹介議員の証明捺印

請願書の書き方

